

本庄市総合振興計画
後期基本計画策定について(案)

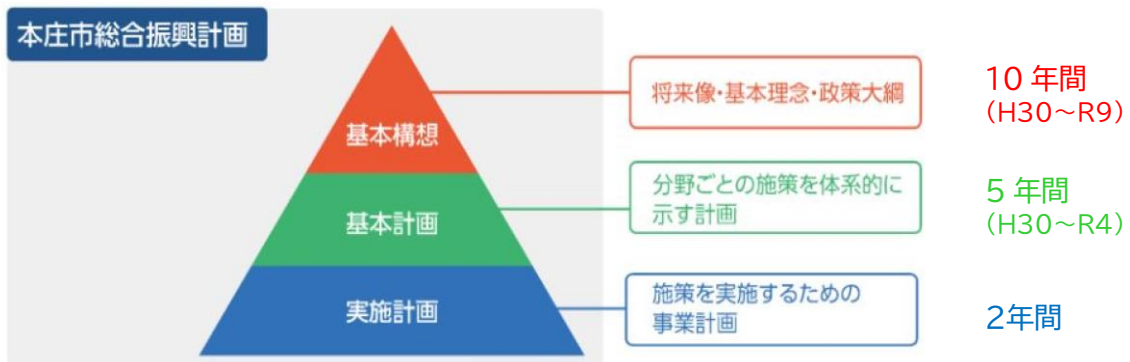
本 庄 市

1. 本庄市総合振興計画の概要と策定の趣旨

本庄市総合振興計画(以下「総合振興計画」といいます。)は、本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政経営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

市の最上位計画に位置づけられ、まちづくりの総合的な指針を示すもので、将来像として「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を定めるとともに、その実現に向けた6つの政策大綱に基づく各分野別施策をあらわしています。

総合振興計画は、将来像・基本理念等を含む10年間の「基本構想」、分野ごとの施策を示す5年間の「基本計画」、施策を実施するための具体的な事業計画である2年間の「実施計画」の3層より構成されます。



この度、平成29年度に策定した前期基本計画の計画期間終了を令和4年度に控え、引き続き総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする新たな総合振興計画後期基本計画(以下「後期基本計画」といいます。)を策定するものです。

	年 度									
	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
基本構想	← 10年間 →									
基本計画	← 前期基本計画(5年間) →					← 後期基本計画(5年間) →				
実施計画	← 2年間 →		← 2年間 →		← 2年間 →		← 2年間 →		← 2年間 →	
	ローリング方式による 毎年度見直し									

◎総合振興計画の施策体系

基本構想部分※

基本計画部分



※基本構想部分には、「将来像」、「基本理念」、「政策大綱」のほか、①将来人口及び②土地利用構想より構成される「将来フレーム」が含まれます。

2. 総合振興計画の策定体制等について

(1) 策定体制について

9ページに記載のとおり

(2) 総合振興計画審議会について

本庄市総合振興計画審議会(以下「審議会」といいます。)は、本庄市総合振興計画審議会条例に基づいて設置される組織で、市議会議員4名以内、識見を有する者11名以内、公募による市民5名以内の合計20名以内の皆さまにより構成されます。市長からの諮問により、総合振興計画を素案の段階から調査・審議し、答申を行っていただきます。

3. 基本構想について

総合振興計画における基本構想は、「基本理念と将来像」、将来人口や土地利用構想より構成される「将来フレーム」、6つの政策の柱である「政策大綱」により構成されます。

この基本構想は、前期基本計画を策定する際に本市の10年後を見据え、市民意見の反映を踏まえ、議会の議決を経て決定したものです。このため、「将来像」、「基本理念」、「政策大綱」を含む基本構想の見直しについては、原則として10年ごとに行うものです。

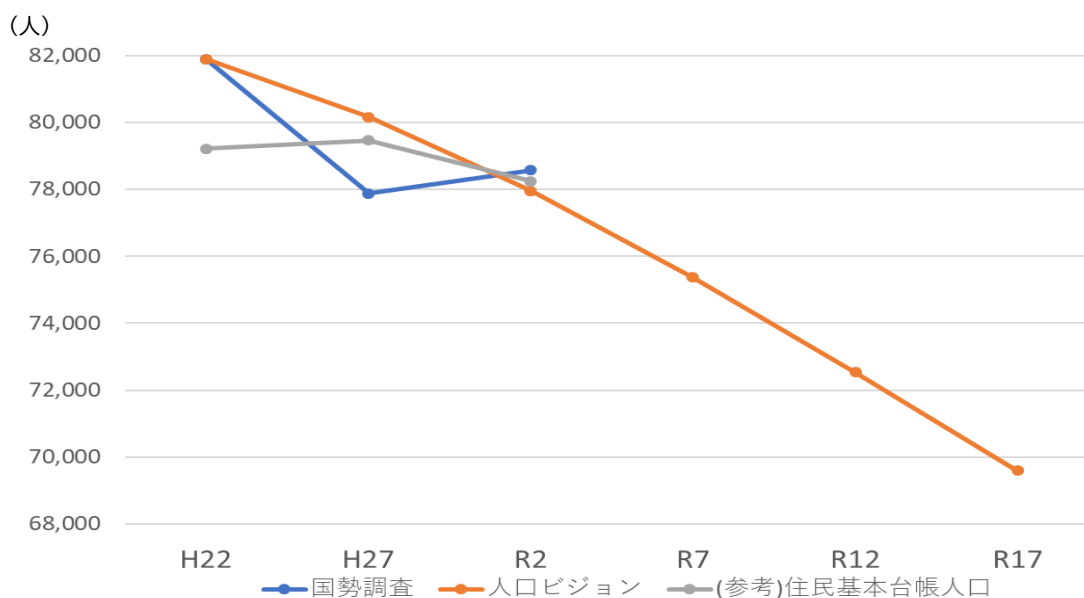
(1)将来人口について

基本構想のうち、将来フレームに含まれる将来人口については、ここ数年転入者数が転出者数を上回っており、直近の国勢調査でも総人口が前回比微増となるなどの傾向もみられますが、将来人口の推計が大きく改善するなど基本構想の変更を要するほどの大きな変化は見られない状況であることから、現行のとおりとします。

国勢調査と人口ビジョンの比較

(単位:人)

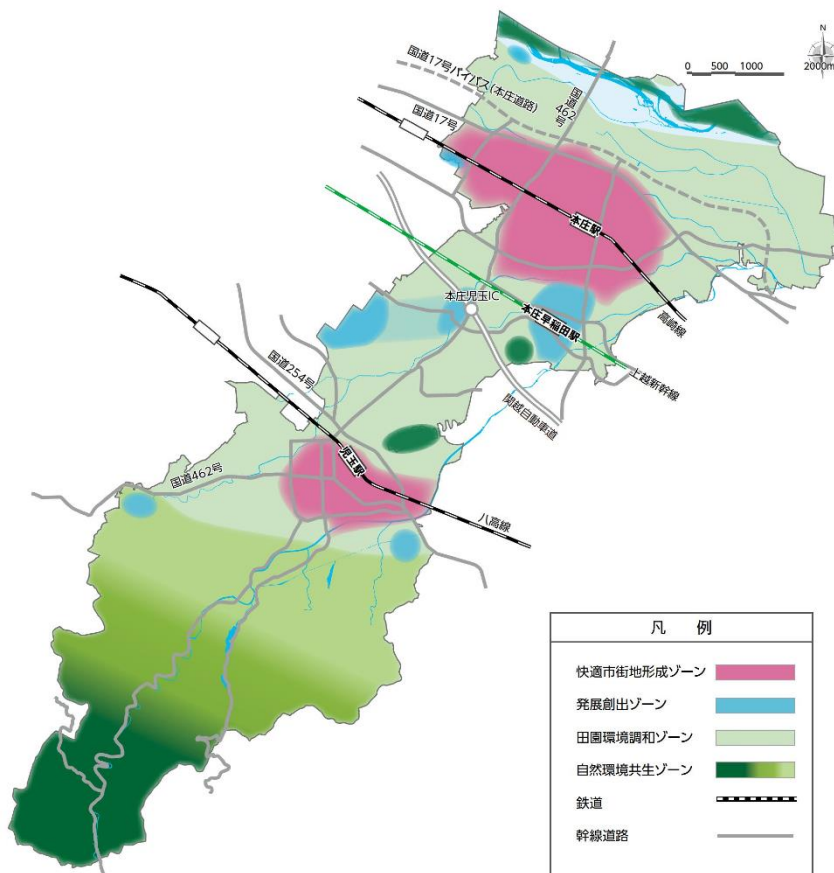
	H22		H27		R2	
	国勢調査	人口ビジョン	国勢調査	人口ビジョン	国勢調査	人口ビジョン
0～14歳	10,293	10,327	9,103	9,136	8,894	8,304
15～64歳	52,199	52,809	47,028	49,297	45,696	46,219
65歳～	18,592	18,753	20,965	21,730	22,661	23,426
不詳	805	0	785	0	1,318	0
合計	81,889	81,889	77,881	80,163	78,569	77,950



(2)土地利用構想について

土地利用構想については、土地区画整理事業により新たな市街地が形成された本庄早稲田駅周辺エリア、現在整備が進行している国道17号バイパス(本庄道路)周辺エリアなどにおいて、本市のさらなる発展に向けた今後の土地利用が期待されることから、本庄市都市計画マスタープランや本庄市立地適正化計画との整合性を図りながら、必要な見直しを行うこととします。

土地利用構想図



【参考】

- 本庄市都市計画マスタープラン

本市の将来のすがたやその実現のための都市づくりの基本的な方針を定めるもので、行政の都市づくりや、市民・事業者等による協働のまちづくりの指針となる計画

- 本庄市立地適正化計画

人口減少・少子高齢化社会の進展や都市の低密度化に伴う都市機能の低下等の課題に対応する集約型のまちづくりを進めるための計画

4. 後期基本計画について

市の最上位計画として、新たな市民ニーズ等を捉え、6つの政策大綱に基づく分野別施策(施策大項目)における施策が時代に即した形で展開できるよう、本市の将来を見据えた新たな後期基本計画を策定します。策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化や急速に広がりつつあるデジタル化の流れなどを踏まえつつ、SDGsの理念等の新たな考え方も取り入れていきます。

基本計画部分

政策大綱	分野別施策(施策大項目)	政策連携プラン				
1 健康福祉分野 みんなで支え合い、 健やかにいきいきと 暮らせるまち	1 子ども・子育て支援 2 健康づくりの推進 3 医療体制の充実 4 地域福祉の推進 5 高齢者福祉の充実 6 障害者福祉の推進 7 生活困窮者等の支援	本 庄 版 ネ ウ ボ ラ プ ラ ン	ま ち な か 再 生 プ ラ ン	本 庄 ブ ラ ン ド 確 立 プ ラ ン	健 康 ・ 安 全 ・ 安 心 プ ラ ン	埴 保 己 一 プ ラ ン
2 教育文化分野 未来を拓く人を育み、 歴史と文化の薫るまち	1 確かな学力と自立する力の育成 2 豊かな心と健やかな体の育成 3 教育環境の整備 4 生涯学習の活発化 5 文化財の保護と活用の推進 6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進					
3 経済環境分野 持続可能で活力に 満ちた、にぎわいと 魅力のあるまち	1 農林業の振興 2 商業の振興 3 工業の振興 4 観光の振興 5 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保 6 環境対策の充実 7 廃棄物の処理とリサイクル					
4 都市基盤分野 人にやさしい、快適で 美しく住みやすいまち	1 計画的なまちづくり 2 居住環境の整備 3 道路・河川の整備と維持管理 4 交通サービスの充実 5 水道水の安定供給 6 下水道施設等の充実 7 都市公園の整備と緑の保全					
5 市民生活分野 市民だれもが活躍し、 安全に生活できるまち	1 市民との協働によるまちづくりの推進 2 人権を尊重する社会の実現 3 危機管理体制の強化 4 防犯対策の推進 5 交通安全対策の推進 6 市民サービスの向上					
6 行財政経営分野 市民の信頼に応える 行財政経営を進める まち	1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進 2 効率的・効果的な行政経営の推進 3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進 4 電子自治体の推進 5 自主性・自立性の高い財政運営の確立					

このほか、前期基本計画では、単独の施策の推進だけでは解決が難しい課題に対し、分野横断的に取り組み、総合的な成果を目指す「政策連携プラン」を設定しています。

後期基本計画においては、国や県の動向、社会状況の変化、市民ニーズ等も踏まえて「政策連携プラン」を整理し、引き続き分野横断的な取組を推進していきます。

具体的には、総合振興計画と共通する問題意識を含み、同様に課題へ取り組むための計画である「本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「政策連携プラン」に包含していくこととします。

両計画の連携を強化し、一体的な推進を図ることで、これまで以上に効果的かつ効率的な策定と進捗管理を行い、両計画の実効性をさらに高めていきます。

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

国では、地方における人口減少及び東京一極集中を是正し、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための計画として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

これを踏まえ、本市においては、出生率の改善・向上及び若い世代の転出抑制・転入促進による人口減少の抑制を目指すとともに、地方創生に重点を置く計画として本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、4つの基本戦略（「しごと」「ひと」「まち」「魅力創造」）の下、分野横断的な取組を推進しています。

	本庄市総合振興計画	本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略
目的と役割	本市が目指す将来像のほか、基本理念、政策大綱、これらに基づく基本計画を定めることにより、まちづくりの取組方針としての役割を果たす。	出生率の改善・向上と若い世代の転出抑制・転入促進による人口減少の抑制を課題とするとともに、地方創生を推進する計画としての役割を果たす。
策定年月	平成30年3月	令和2年3月
計画期間	基本構想：平成30年度～令和9年度 前期基本計画：平成30年度～令和4年度	令和2年度～令和4年度 ※本庄市総合振興計画と終期を合わせるため、計画期間を3年としております。

◎総合振興計画と総合戦略の体系イメージ図

